

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成26年5月20日提出
<b>【発行者名】</b>	ニッセイアセットマネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 宇治原 潔
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	投資信託企画部 茶木 健
<b>【電話番号】</b>	03 - 5533 - 4608
<b>【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】</b>	ニッセイアジアリートファンド（毎月決算型）
<b>【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】</b>	当初募集額 上限100億円 継続募集額 上限1兆円
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年4月30日をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」ということがあります）の記載事項において訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出します。

## 【訂正の内容】

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### <訂正前>

（略）

###### ファンドの特色

日本を除くアジア諸国・地域のリート（不動産投資信託）を主要投資対象とします。

- ・組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジ を行いません。  
為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。
- ・市場環境等により、日本を除くアジア諸国・地域の不動産関連の株式等に投資する場合があります。
- ・リート等の組入比率は、原則として高位を保ちますが、市場環境等により組入比率を引き下げる場合があります。

###### <リートとは>

- ・リートとは、多数の投資家から資金を集め、オフィスビル・商業施設・住宅などの様々な形態の不動産の取得・所有、管理・運営を行う会社（信託）です。
- ・リートは、不動産の取得・保有、管理・運営を通じて得られる賃貸収入や不動産売却益を主な原資として、収益を分配します。
- ・また、リートは利益の一定額以上を配当として投資家に支払うこと等の要件を満たすことにより、法人税が免除されます。
- ・多くのリートは金融商品取引所等で株式と同様に取引が可能であるため、投資用ワニルームマンション等の不動産への直接投資に比べ高い流動性を有しています。

ニッポンライフ・グローバル・インベスターズ・シンガポール の助言を受け、運用を行います。

ニッポンライフ・グローバル・インベスターズ・シンガポールは、ニッセイアセットマネジメント株式会社の海外拠点です。

毎月25日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配金をお支払いすることをめざします。

（略）

###### <訂正後>

（略）

###### ファンドの特色

日本を除くアジア諸国・地域のリート（不動産投資信託）を主要投資対象とします。

- ・組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジ を行いません。

為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

- ・ 市場環境等により、日本を除くアジア諸国・地域の不動産関連の株式等に投資する場合があります。
- ・ リート等の組入比率は、原則として高位を保ちますが、市場環境等により組入比率を引き下げる場合があります。

< リートとは >

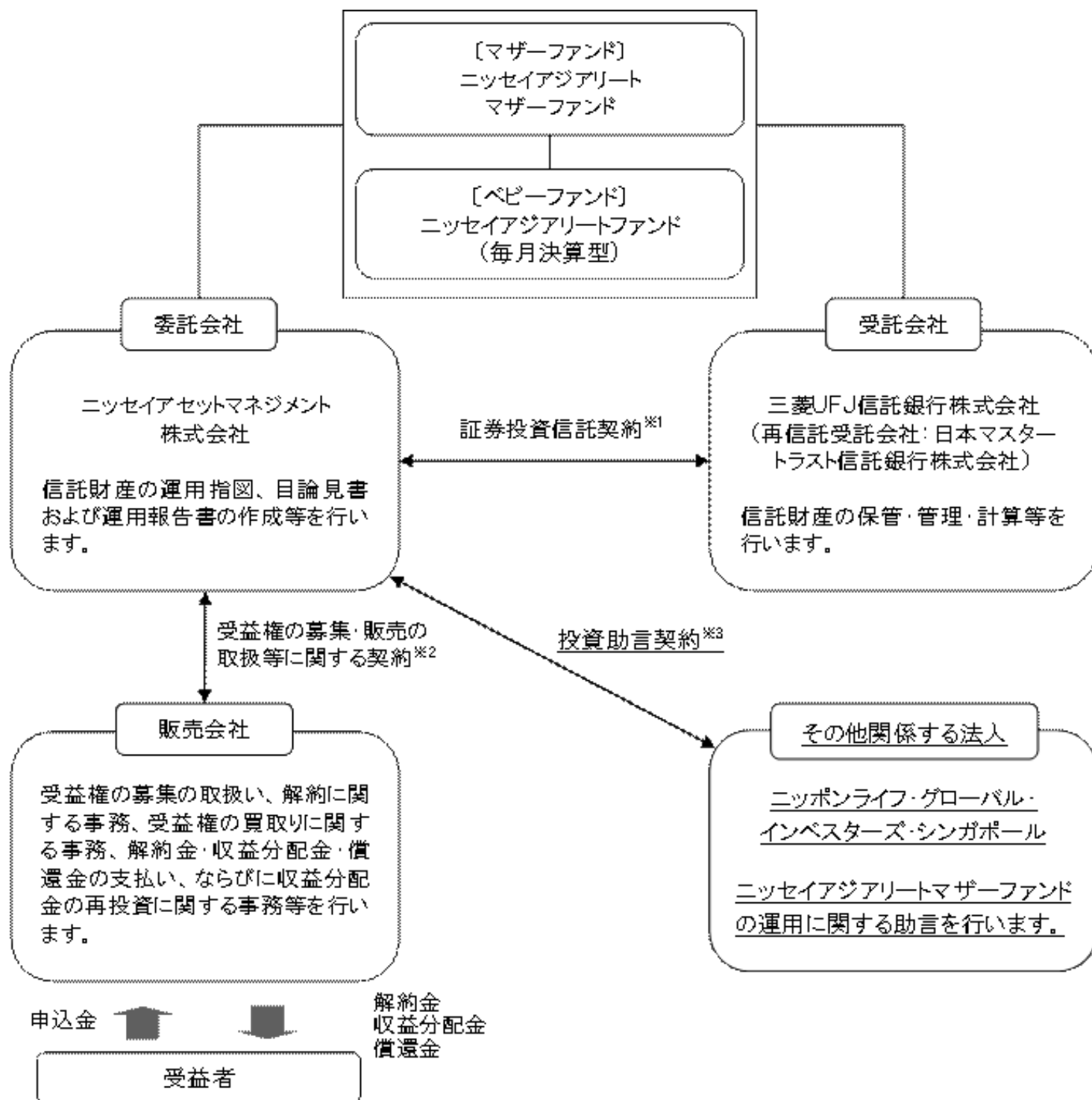
- ・ リートとは、多数の投資家から資金を集め、オフィスビル・商業施設・住宅などの様々な形態の不動産の取得・所有、管理・運営を行う会社（信託）です。
- ・ リートは、不動産の取得・保有、管理・運営を通じて得られる賃貸収入や不動産売却益を主な原資として、収益を分配します。
- ・ また、リートは利益の一定額以上を配当として投資家に支払うこと等の要件を満たすことにより、法人税が免除されます。
- ・ 多くのリートは金融商品取引所等で株式と同様に取引が可能であるため、投資用ワンルームマンション等の不動産への直接投資に比べ高い流動性を有しています。

毎月25日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配金をお支払いすることをめざします。

（ 略 ）

## (3) 【ファンドの仕組み】

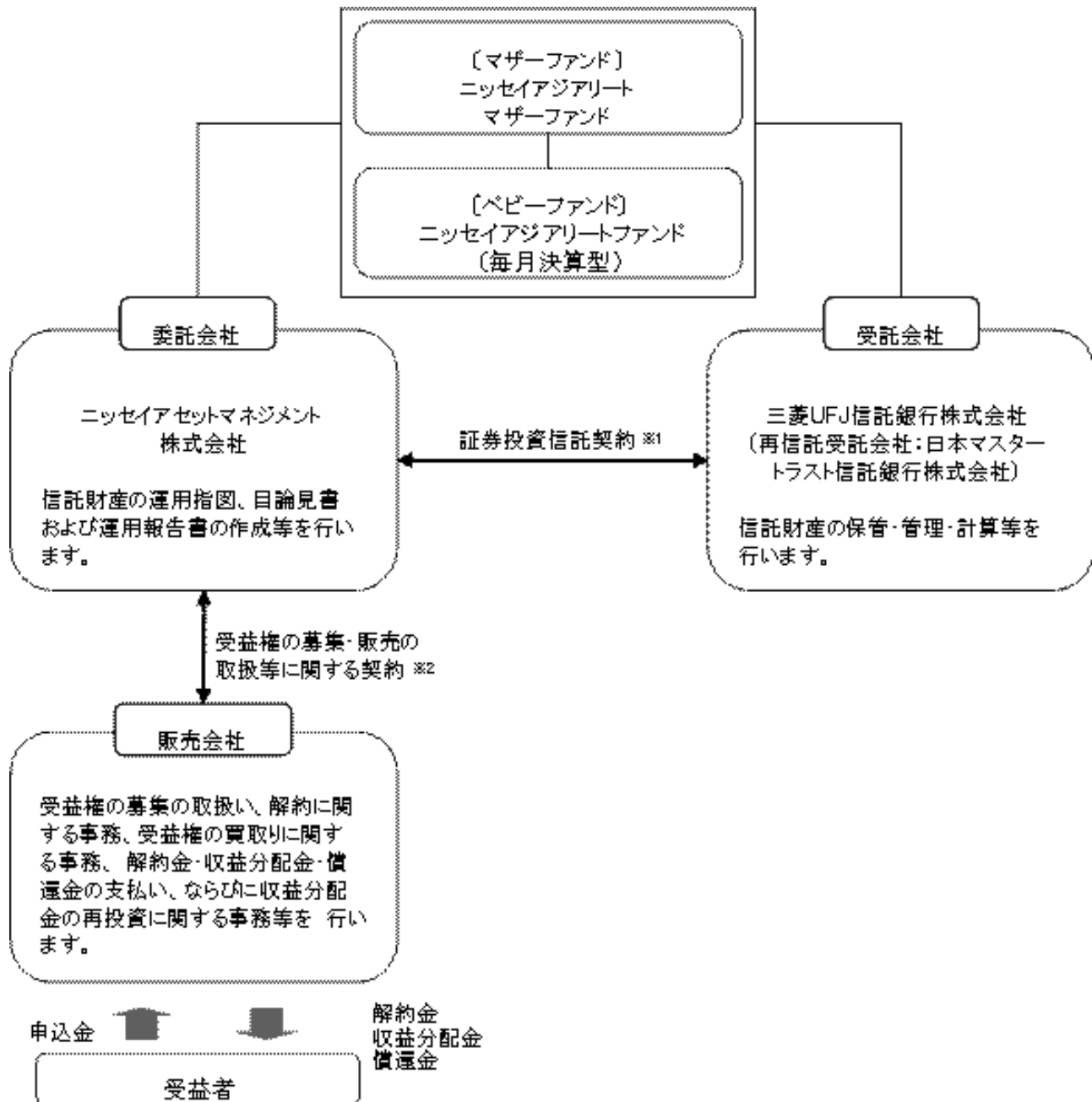
&lt;訂正前&gt;



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- 3 委託会社とその他関係する法人との間で結ばれ、その他関係する法人が委託会社に対して運用に関する投資助言を行うことを定めた契約です。

(略)

## &lt;訂正後&gt;



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

( 略 )

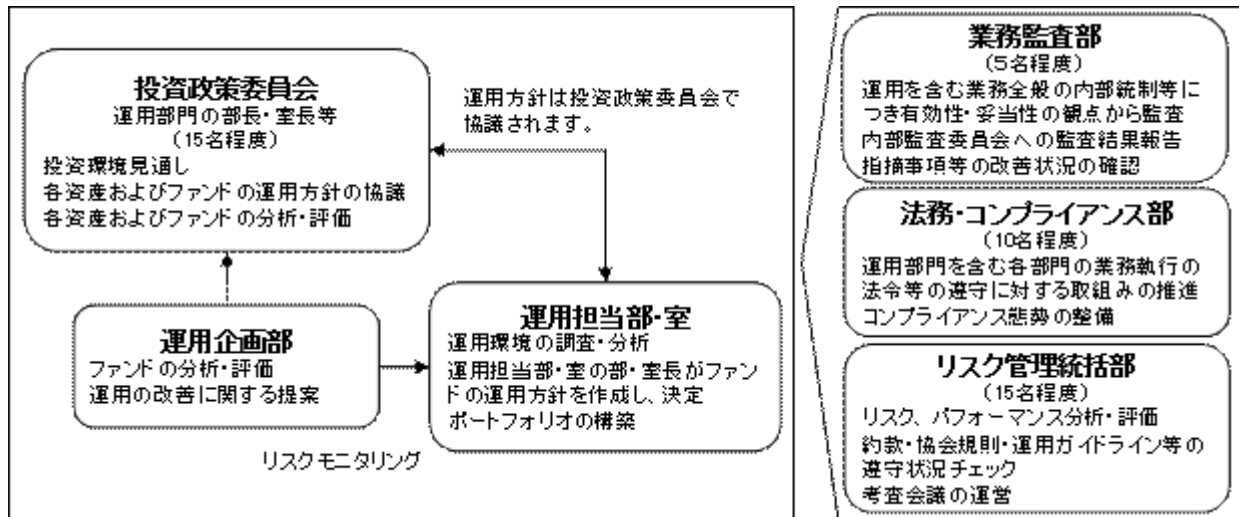
## 2【投資方針】

### （3）【運用体制】

原届出書「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」「（3）運用体制」について、以下の通り記載内容を訂正いたします。なお、記載のない項目につきましては、変更はございません。

（略）

内部管理体制および意思決定を監督する組織



（略）

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### （5）【その他】

##### <訂正前>

（略）

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社とその他関係する法人との間で締結された「投資助言契約」は契約期間満了の1ヵ月前までに委託会社、その他関係する法人いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

##### <訂正後>

（略）

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

###### <訂正前>

(略)

(2) 販売会社

(平成25年9月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
内藤証券株式会社	3,002百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

###### (3) その他の関係する法人(参考情報)

###### a. 名称

Nippon Life Global Investors Singapore Limited

###### b. 資本金の額

平成25年6月末現在 1,000,000シンガポールドル(約77百万円、1シンガポールドル=77.82円)

###### c. 事業の内容

シンガポールにおいて投資顧問業務を行っています。「ニッセイアジアリートマザーファンド」の運用に関する助言を行います。

###### <訂正後>

(略)

(2) 販売会社

(平成25年9月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
内藤証券株式会社	3,002百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

#### 2【関係業務の概要】

###### <訂正前>

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

###### (3) その他の関係する法人(参考情報)

委託会社に対し、マザーファンドの運用に関する投資助言を行います。

###### <訂正後>

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

( 2 ) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

### 3 【資本関係】

< 訂正前 >

委託会社は、Nippon Life Global Investors Singapore Limited（その他の関係する法人）の株式を510,000株（持株比率51.0%）保有しています（参考情報）。

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記しています。

< 訂正後 >

該当事項はありません。